

地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯		
宮澤内閣 (H3. 11～H5. 8)	H5. 6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第 一 次 分 権 改 革	
細川内閣 (H5. 8～H6. 4)	H5. 10 臨時行政改革推進審議会(第3次行革審)最終答申 H6. 2 今後における行政改革の推進方策について(閣議決定)		
羽田内閣 (H6. 4～H6. 6)	H6. 5 行政改革推進本部地方分権部会発足		
村山内閣 (H6. 6～H8. 1)	H6. 9 地方分権の推進に関する意見書(地方六団体)		
	H6. 12 地方分権の推進に関する大綱方針(閣議決定)		
	H7. 5 地方分権推進法成立 H7. 7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(→ H13. 7解散) ※ H8. 3 中間報告 H8. 12 第1次勧告 H9. 3 第2次勧告 H10. 1 第3次勧告 H11. 26 第4次勧告 H12. 11 第5次勧告 H13. 6 最終報告		
橋本内閣 (H8. 1～H10. 7)	H10. 5 地方分権推進計画(閣議決定)		
小淵内閣 (H10. 7～H12. 4)	H11. 7 地方分権一括法成立 機関委任事務制度の廃止、国の関与の新しいルールの確立等		
森内閣 (H12. 4～H13. 4)	H13. 7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)(→ H16. 7解散) ※H15. 6三位一体の改革についての意見 H14 ~17. 6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) 国庫補助負担金改革 税源移譲 地方交付税改革 } 三位一体改革 17. 11 政府・与党合意		
小泉内閣 (H13. 4～H18. 9)		H18. 6 地方分権の推進に関する意見書(地方六団体) H18. 7 骨太の方針(閣議決定)	
安倍内閣 (H18. 9～H19. 9) (第1次)		H18. 12 地方分権改革推進法成立 H19. 4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(→ H22. 3解散) ※ H19. 5 地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方 H20. 5 第1次勧告 H20. 12 第2次勧告 H21. 10 第3次勧告 H21. 11 第4次勧告	
福田内閣 (H19. 9～H20. 9)	H21. 12 地方分権改革推進計画(閣議決定)	第 二 次 分 権 改 革	
麻生内閣 (H20. 9～H21. 9)			
鳩山内閣 (H21. 9～H22. 6)	H23. 4 第1次一括法、国と地方の協議の場法等成立 H23. 8 第2次一括法成立		
菅内閣 (H22. 6～H23. 9)			
野田内閣 (H23. 9～H24. 12)			
安倍内閣 (H24. 12～) (第2次)	H25. 3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) H25. 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) H25. 6 第3次一括法成立 H25. 12 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(閣議決定) H26. 5 第4次一括法成立		義務付け・枠付けの見直し 事務・権限の移譲(国から 地方、都道府県から市町村) など

地方分権改革のこれまでの成果

第1次地方分権改革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

- 機関委任事務制度 (知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み) の廃止と事務の再構成
- 国の関与の新しいルールの創設 (国の関与の法定化等)
- 権限移譲 例：農地転用(2～4ha)の許可権限(国→都道府県)

等

第2次地方分権改革

項目	成果
地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)	見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項を見直し(74%)※
国から地方への事務・権限の移譲等	検討対象とされた96事項に対し、66事項を見直し(69%)※
都道府県から市町村への 事務・権限の移譲等	検討対象とされた169事項に対し、113事項を見直し(67%)※
国と地方の協議の場の法制化	国と地方の協議の場に関する法律の成立(H23.4)

※第1次一括法から第4次一括法等により対処

地方分権改革の成果を国民に還元するための取組例

- 第1次・第2次地方分権改革により、地方に対する権限移譲・規制緩和など数多くの制度改革を実現
- 改革の成果を国民に還元するため、当面、集中的に以下の施策を展開
 - I 国民に改革の成果を実感してもらうための効果的な情報発信
 - II 地方における実践を促進するためのサポート

I 効果的な情報発信

1. 地方分権改革事例集の作成・PR

- 第1弾の事例集を作成し、シンポジウム等で広くPR
- 優良事例の掘り起こしにより、順次更新

2. 地方分権改革シンポジウムの新規開催(6/30)

- 広く国民を対象に、改革の成果や優良事例をPR
- 基調講演、パネルディスカッション等も実施

3. ホームページ・SNSによる能動的な情報発信

- 改革の成果を活かした地方の優良事例の紹介
- 地方の取組一覧の掲載(事務処理特例の活用状況等)
- FacebookやTwitterにより、ホームページ更新情報などを随時提供(H25.9.30から開始済)

II 地方における実践の促進

- 地方の優良事例の「横展開」を図るため、地方における改革の担い手を強化し、支援

1. 「分権改革の旗手」[※]のネットワーク化

※ 地方における改革の中心となる自治体職員
H26.6現在、107名を登録・公表

- 旗手間で成功事例やノウハウに関する情報を共有
- ホームページに優良事例を紹介(再掲)

2. 改革のすそ野を広げるための意識啓発・研修

- 知事、市町村長への情報提供
- 自治体職員を対象に、分権改革の旗手等が講師となって実例やノウハウを伝授

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の概要

平成26年6月
内閣府地方分権改革推進室

平成26年5月28日成立
平成26年6月4日公布

1. 第4次一括法について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

（63法律を一括改正）

（参考）

- ・第1次一括法（平成23年4月成立） — 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法（平成23年8月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法（平成25年6月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等
（10条等）
- ・商工会議所の定款変更の認可（38条）
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等（44条）

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定
（5条等）
- ・病院の開設許可（17条）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（45条）

3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）

- 看護師など各種資格者※の養成施設等の指定・監督等の国（地方厚生局）の事務・権限を、都道府県に移譲。

※ 32資格（25法律）： 児童福祉司・保育士、はり師・きゅう師、食品衛生管理者・食品衛生監視員、理容師、保健師・助産師・看護師、歯科衛生士、身体障害者福祉司、社会福祉主事、診療放射線技師、歯科技工士、美容師、臨床検査技師、調理師、知的障害者福祉司、理学療法士・作業療法士、製菓衛生師、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士・介護福祉士、臨床工学技士、義肢装具士、食鳥処理衛生管理者、救急救命士、精神保健福祉士、言語聴覚士

商工会議所の定款変更の認可（38条）

- 商工会議所の定款変更の認可※の国（経済産業局）の事務・権限を、届出制にした上で、都道府県及び指定都市に移譲。

※ 定款変更の認可が必要な事項のうち、事業、会員、役員等に係る事項（目的、名称及び地区に係る事項を除く。）

自家用有償旅客運送 ※の登録、監査等（44条）

- 自家用有償旅客運送の登録、監査等の国（地方運輸局）の事務・権限を、希望する市町村に移譲することを基本。

（希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。）

- 実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大等を図る。

※ 過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定（5条等）

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

- ・県費負担教職員の給与等の負担
- ・県費負担教職員の定数の決定
- ・学級編制基準の決定

（個人住民税所得割の2%を県から指定都市へ税源移譲。）

権限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	
県費負担教職員の定数の決定	○ →	
学級編制基準の決定	○ →	

病院の開設許可（17条）

病院の開設許可について、指定都市に移譲。

※病院の開設許可については指定都市と都道府県が協議する等の規定を政令に定める予定。

権限	都道府県	指定都市
診療所の開設届出等 （病床数19床以下）		○
病院の開設許可 （病床数20床以上）	○ →	

都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）（45条）

都市計画区域マスタープラン[※]の決定について、指定都市に移譲。

※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの

権限	都道府県	指定都市
区域区分決定 （市街化区域と市街化調整区域の線引き）		○
都市計画区域マスタープランの決定 （区域区分の方針、都市計画の目標等）	○ →	

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）＜法律一覧＞

平成26年6月

国から地方公共団体（43法律）

内閣府関係

〔健康増進法(1条)〕

○誇大表示の禁止に係る勧告・命令

総務省関係

〔放送法(3条)〕

○小規模施設特定有線一般放送の業務開始届出等

厚生労働省関係

〔児童福祉法(10条)〕

〔あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(11条)〕

〔食品衛生法(12条)〕

〔理容師法(13条)〕

〔保健師助産師看護師法(15条1号)〕

〔身体障害者福祉法(15条2号)〕

〔診療放射線技師法(15条3号)〕

〔臨床検査技師等に関する法律(15条4号)〕

〔知的障害者福祉法(15条5号)〕

〔理学療法士及び作業療法士法(15条6号)〕

〔柔道整復師法(15条7号)〕

〔食鳥処理法(15条8号)〕

〔歯科衛生士法(16条)〕

〔社会福祉法(18条)〕

〔歯科技工士法(19条)〕

〔美容師法(21条)〕

〔調理師法(22条)〕

〔製菓衛生師法(27条)〕

〔視能訓練士法(29条1号)〕

〔臨床工学技士法(29条2号)〕

〔義肢装具士法(29条3号)〕

〔救急救命士法(29条4号)〕

〔言語聴覚士法(29条5号)〕

〔社会福祉士・介護福祉士法等(30条1、3号)〕

〔精神保健福祉士法(30条2号)〕

○養成施設の指定・監督等

〔児童福祉法(10条)〕(再掲)

〔母子保健法(25条)〕

○指定医療機関等の指定・監督

〔消費生活協同組合法(14条)〕

○消費生活協同組合(一部)の設立認可・監督

〔医療法(17条)〕

○医療法人(一部)の設立認可・監督
(関係する都道府県の連携を規定)

〔戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(23条1号)〕

〔戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(23条2号)〕

〔戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(23条3号)〕

〔戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(26条)〕

○特別給付金又は特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行

〔介護保険法等(31、32条)〕

○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等
(関係する都道府県の連携を規定)

農林水産省関係

〔農産物検査法(35条)〕

○登録検査機関(一部)の登録・監督

経済産業省関係

〔商工会議所法(38条)〕

○商工会議所の定款変更の認可(一部)

国土交通省関係

〔中小企業等協同組合法(43条)〕

○事業協同組合等(一部)の設立認可・監督

〔道路運送法(44条)〕

○自家用有償旅客運送の登録・監査等

○自動車道事業(一部)に係る供用約款の認可等

〔自動車運転代行業適正化法(47条)〕

○自動車運転代行業の認定等に係る同意・監督

環境省関係

〔土壌汚染対策法(48条)〕

○指定調査機関(一部)の指定・監督

都道府県から指定都市（25法律）

内閣府関係

〔食品表示法(2条)〕

○農林物資製造業者等への立入検査等

文部科学省関係

〔学校教育法(4条)〕

○市町村立高等学校等の設置認可

〔市町村立学校職員給与負担法(5条)・地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条)〕

〔義務教育費国庫負担法(8条)〕

〔公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)〕

○市町村立小中学校等の職員の給与等の負担、県費負担教職員定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定等

〔文化財保護法(6条)〕

○史跡名勝天然記念物の仮指定、重要文化財等の管理に係る技術的指導等

〔博物館法(7条)〕

○博物館の登録

厚生労働省関係

〔児童福祉法(10条)〕

〔障害者総合支援法(33条)〕

○指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等

〔医療法(17条)〕

○病院の開設計可

〔売春防止法(20条)〕

○婦人相談所を指定都市も設置可能に

〔特別児童扶養手当等の支給に関する法律(24条)〕

○特別児童扶養手当の受給資格の認定

〔職業能力開発促進法(28条)〕

○職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に

〔介護保険法等(31、32条)〕

○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等

農林水産省関係

〔農林物資の規格化等に関する法律(34条)〕

○農林物資製造業者等への立入検査等

〔農地法(36条)〕

○農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可

経済産業省関係

〔採石法(37条)〕

○岩石採取計画の認可

〔商工会議所法(38条)〕

○商工会議所の定款変更の認可(一部)、事業状況等の報告の受理・警告等

〔工業用水法(39条)〕

○工業用水の採取許可

〔砂利採取法(40条)〕

○砂利採取計画の認可

〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(41条)〕

○全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画の認定等

国土交通省関係

〔公有水面埋立法(42条)〕

○公有水面の埋立免許

〔都市計画法(45条)〕

○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等

〔国土利用計画法(46条)〕

○土地取引の規制区域の指定

63法律(※)

(※)「国から地方公共団体」と、「都道府県から指定都市」との重複(児童福祉法、医療法、介護保険法等(2法律)、商工会議所法)を整理。

個性を活かし自立した地方をつくる

～地方分権改革の総括と展望(ポイント)～

- 地方分権改革は、平成5年衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」を起点に、**20年を経過**
- 第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告事項について、一通り検討を行い、数多くの改革を実現
 - … 権限移譲等(国→地方 66事項(実施率69%)、都道府県→市町村 113事項(67%)、義務付け・枠付けの見直し(975事項(74%))

新たなステージにおける地方分権改革

- **従来からの課題への取組に加え、地方の「発意」と「多様性」を重視した改革を推進**
 - ・ 地方に対する権限移譲・規制緩和の提案を募る「**提案募集方式**」を開始
(募集期間 5月20日～7月15日)
 - ・ 権限移譲に当たり、「**手挙げ方式**」を導入
 - ・ 地方分権改革有識者会議の「**専門部会**」を活用して、議論を深掘り
- **優良事例集の作成、SNSの活用や全国シンポジウムの新規開催(6月30日)等により、情報発信を強化**
 - ・ 国民が地方分権改革の成果を実感することで改革の推進力に

個性を活かし自立した地方をつくる

～地方分権改革の総括と展望(概要)～

平成26年6月
地方分権改革有識者会議

これまでの地方分権改革

地方分権改革の理念を構築

－国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

国主導による集中的な取組

－時限の委員会による勧告方式

地方全体に共通の基盤制度の確立

－機関委任事務制度の廃止
－国の関与の基本ルール確立

法的な自主自立性の拡大

－自治の担い手としての基礎固め

地方分権推進に向けた世論喚起

－地方分権の意義を普及啓発

個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

改革の理念を継承し発展へ

－個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

－地方からの「提案募集方式」の導入
－政府としての恒常的な推進体制の整備

地方の多様性を重んじた取組へ

－連携と補完によるネットワークの活用
－「手挙げ方式」の導入

真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

－自治の担い手の強化

改革の成果を継続的・効果的に情報発信

－住民の理解と参加の促進

改革の「総括」 ～地方分権の基盤の確立～

第1次分権改革(H7～11):国と地方の関係を上下・主従から対等・協力へ

例:機関委任事務制度の廃止、国の関与の基本ルールの確立

第2次分権改革(H19～):数多くの具体的な改革を実現(地方に対する権限移譲、規制緩和等)

権限移譲等(国→地方 66事項(実施率69%)、都道府県→市町村 113事項(67%)、義務付け・枠付けの見直し(975事項(74%))

今後の「展望」 ～新しいステージの改革の取組～

改革の使命・目指す姿

Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

Vision ビジョン

- ・ 行政の質と効率を上げる
- ・ まちの特色と独自性を活かす
- ・ 地域ぐるみで協働する

目指すべき方向

- 1 国と地方の役割分担の見直し(権限移譲等)
- 2 地方に対する規制緩和の推進
- 3 地方税財政の充実強化
- 4 重要な政策分野(土地利用等)に関する改革
- 5 改革の成果を実感できる情報発信の展開

改革の進め方

1 提案募集方式の導入

- ・ 個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募る方式

2 手挙げ方式の導入

- ・ 個々の団体の発意に応じ選択的に移譲する方式

3 政府の推進体制の整備

- ・ 地方の提案を恒常的に受け止め、スピード感を持って実現を図る体制

4 効果的な情報発信

- ・ SNSの活用、地方の優良事例発信、全国シンポジウムの新規開催など

今後地方に期待すること

1 改革成果の住民への還元

- ・ 地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする
- ・ 住民に分かりやすい情報発信に努力

2 住民自治の拡充

- ・ 政策形成過程への参画、協働の推進、地方議会の機能発揮

3 改革提案機能の充実

- ・ 専門性を有する人材の育成、政策法務の強化
- ・ 地方六団体の機能強化

地方分権改革における「提案募集方式」の概要

(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を平成26年4月30日に地方分権改革推進本部で決定)

1 提案の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲(全国一律の移譲が難しい場合には、手挙げ方式の提案も可。)
- ②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)
 - ※ 従来の委員会勧告で対象外としていた事項も提案可能(本府省の事務・権限の移譲、補助要綱に基づく規制緩和など)

2 提案主体

- ①都道府県、市区町村 ②一部事務組合、広域連合 ③地方六団体等(共通課題を有する複数の団体等も含む)

3 スケジュール

- 5月20日～7月15日 提案主体からの提案募集を受付
 - ・ 制度改正の必要性(制度改正による効果、現行制度の具体的支障事例など)等を示して提案するよう求める。
- 7～11月 政府における検討
 - ・ 受け付けた提案は内閣府が実現に向けて関係府省と調整。関係府省と提案団体との間のやり取りを重ねる。
 - ・ 地方分権改革有識者会議又は専門部会で集中的に調査・審議。
- 12～3月 対応方針の決定
 - ・ 年末までに対応方針を地方分権改革推進本部決定及び閣議決定。
 - ・ 通常国会に所要の法律案を提出。

※ 提案内容、提案団体と関係府省とのやり取り、最終的な調整結果等は、内閣府のホームページで公表。

平成26年の提案募集方式における地方からの提案状況

団体数・件数	
提案団体数	126
提案件数	953

提案区分	件数
権限移譲	366
ア 国から地方	285
イ 都道府県から市町村	81
地方に対する規制緩和	525
補助要綱等に係る見直し	103
権限移譲又は規制緩和に関連する見直し	2
対象外	60
計	953

分野	件数
土地利用(農地除く)	95
農地・農業	147
医療・福祉	202
雇用・労働	43
教育・文化	46
環境・衛生	80
産業振興	109
消防・防災・安全	20
土木・建築	88
運輸・交通	40
その他	83
計	953

担当府省	件数
内閣官房	9
内閣府	50
総務省	60
法務省	13
外務省	1
財務省	13
文部科学省	58
厚生労働省	294
農林水産省	204
経済産業省	125
国土交通省	211
環境省	57
防衛省	4
計	953

※複数省庁にまたがる提案があるため、合計が必ずしも一致しない。

提案主体区分	団体数	件数
都道府県	47	653
市区町村	67	197
一部事務組合等	2	13
全国的連合組織	3	6
地方公共団体を構成員とする組織	7	84
計	126	953